

## 平成20年旭市議会第2回定例会会議録

### 議事日程（第2号）

平成20年6月12日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 議案質疑
- 第 2 常任委員会議案付託
- 第 3 常任委員会請願付託
- 第 4 常任委員会陳情付託

### 本日の会議に付した事件

日程第 1 議案質疑

追加日程 議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第11号直接審議（先議）

日程第 2 常任委員会議案付託

日程第 3 常任委員会請願付託

日程第 4 常任委員会陳情付託

### 出席議員（24名）

1番	伊藤 保	2番	島田和雄
3番	平野忠作	4番	伊藤房代
5番	林七巳	6番	向後悦世
7番	景山岩三郎	8番	滑川公英
9番	嶋田哲純	10番	柴田徹也
11番	木内欽市	12番	佐久間茂樹
13番	日下昭治	14番	平野浩
15番	林俊介	16番	明智忠直
17番	林一雄	18番	高木武雄
19番	嶋田茂樹	20番	向後和夫
21番	高橋利彦	22番	林正一郎
24番	神子功	26番	林一哉

欠席議員（1名）

25番 伊藤 鐵

説明のため出席した者

市長	伊藤 忠良	副市長	鈴木 正美
教育長	米本 弥栄子	病院事務部長	伊藤 敬典
総務課長	高埜 英俊	秘書広報課長	加瀬 寿一
企画課長	加瀬 正彦	財政課長	平野 哲也
税務課長	野口 徳和	市民課長	木内 國利
環境課長	平野 修司	保険年金課長	増田 富雄
健康管理課長	小長谷 博	社会福祉課長	在田 豊
高齢者福祉課長	横山 秀喜	商工観光課長	神原 房雄
農水産課長	堀江 隆夫	建設課長	米本 壽一
都市整備課長	島田 和幸	下水道課長	中野 博之
会計管理者	渡辺 輝明	消防長	菅谷 衛一
水道課長	堀川 茂博	庶務課長	浪川 敏夫
学校教育課長	及川 博	生涯学習課長	花香 寛源
国体推進室長	高野 晃雄	監査委員	林 久男
農業委員会事務局長	小田 雄治	国民宿舎配人	野口 國男
病院経理課長	鈴木 清武	病室再整備室長	鍋木 友孝

事務局職員出席者

事務局長	宮本 英一	事務局次長	石毛 健一
------	-------	-------	-------

開議 午前10時00分

議長（明智忠直） おはようございます。

ただいまの出席議員は24名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

#### 日程第1 議案質疑

議長（明智忠直） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第11号までの11議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

24番（神子 功） おはようございます。

それでは、議案第2号、工事委託契約の締結につきましてご質疑申し上げます。

本会議でも説明をいただきました。ダブる点があるかと思いますが、ご質疑を申し上げたいと思います。

今回、工事委託契約の締結についての内容につきましては、旭市公共下水道旭市浄化センター建設工事委託に伴うものでございます。そこで、契約の方法につきましては、随意契約ということになってございます。まず、この随意契約とした理由につきまして、お伺いするのが1点目であります。

次に、契約の金額であります。9億8,600万円で契約の金額というふうになっております。本会議で説明がありましたけれども、20年から23年度までの4年間にわたって、それぞ

れ必要な額的なものが表示をされました。したがって、この9億8,600万円という契約金額の根拠につきまして、もう一度伺いをいたしたいと思います。

3点目ですが、建設工事を必要として今回、この案件が出たわけでありませけれども、現在、浄化センターで処理をしております状況がどのような状況なのかどうか、いわゆる施設の能力につきまして、1日当たりどの辺の処理をしているのかどうか。恐らくそれが将来不足することから建設工事をすることになっていると思いますので、現在の能力につきまして、どの程度に位置づけとして考えられるかどうか。

また、4点目といたしましては、この工事を終了した時点で当然、処理能力がある一定の能力を持つものと思いますけれども、この処理施設について1日どの程度処理ができるものか、それが今現在の考えでいきますと、いつごろまでその処理が可能なような状況になるのかどうか、この辺も併せてお願いしたいと思います。

以上。

議長（明智忠直） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

下水道課長（中野博之） お答え申し上げます。

まず、1点目の契約の方法について、随意契約とした理由はなぜかというご質問でございますが、下水道施設の建設につきましては多種の専門的かつ複雑な技術を要し、その委託先の選定に当たっては、建設事業の遂行能力や施設稼働後の維持管理体制等を十分考慮することが重要でございます。

日本下水道事業団は、地方公共団体共通の利益の実現のために下水道に関する業務について、地方公共団体を支援、代行する機関として地方公共団体が全額出資し、設立された地方共同法人で、下水道事業に関して計画、設計、建設、自己点検、維持管理等、多岐にわたる業務を実施しております。日本下水道事業団は昭和47年11月に発足以来、これまで数多くの施設の設計や建設等を受託してきた経緯がございます。平成19年度末までに全国で1,200か所以上の処理場の受託をしてきたということでございます。

また、新技術や試験研究の成果を活用するなどして、地域特性に合った優れた施設の建設や建設後にスムーズな維持管理ができるとともに、技術職員の増員が避けられ、経費削減が図れる等の利点があるということで、このような団体は日本下水道事業団以外にはないということで随意契約をしたものでございます。

2点目の契約金額9億8,600万円の根拠は何かということでございます。契約金額の根拠

といたしましては、高段ポンプ棟及び最初沈殿池の土木建築工事の事業費として4億8,600万円、水処理設備工事の事業費として2億6,400万円、電気設備工事の事業費として2億3,600万円を予定したものでございます。

3点目の建設工事を必要とする根拠、現状の処理施設能力はどうかというご質問でございますが、当浄化センターの水処理施設の処理能力は初期対応分として今現在、年間1日最大で3,100立方メートルを処理できる能力を有しております。水処理施設等の整備については、計画当初より汚水流入量の増加に合わせて段階的に行っていく計画としておりまして、現事業認可の目標年度である平成23年度末には、供用開始区域の拡大等による汚水流入量の増加が見込まれるため、高段ポンプ棟の建築工事及び水処理施設等の増設工事を平成20年度から4か年事業として行っていくこととしたものでございます。平成23年度末の想定流入量は、一般家庭等からの接続流入量として日最大2,100立方メートル、中央病院から流入量として、日最大1,000立方メートルが見込まれ、3,100立方メートルとなり、水処理施設の現有能力で容量に余裕が無くなるということございまして、増設工事を行うものでございます。また、浄化センターの汚水は、初期対応としてマンホールポンプによりポンプアップしておりますが、23年度末の流入汚水量は時間最大で毎分3.48立方メートルが見込まれ、既存のマンホールポンプの容量が毎分2.5立方メートルでございますので、不足をしてしまうということでございますので、増設をしたいということでございます。

それと、4点目の建設工事を行うことによって、処理施設として処理能力がどのようになるのかというご質問でございます。建設工事を行うことによりまして、処理施設としての処理能力は現状の3,100立方メートルに対しまして、6,200立方メートルということになります。また、ポンプ容量毎分2.5立方メートルのものにつきましては、毎分5.0立方メートルとなります。

以上でございます。

議長（明智忠直） 神子功議員。

24番（神子 功） ご説明ありがとうございました。

一番初めに課長のほうからお話をいただきました。いわゆる今回発注をする工事委託先の日本下水道事業団というご説明をいただきました。トータル的にはいろいろな所をやっておりまして、19年度までには1,200か所受託をしてきたという歴史もあるというそういうことと、地方自治体については、そういった意味では安心ができるという維持管理も含めてのご説明をいただきました。経費削減についてもというお話をいただきましたが、仮にこの随意

契約として今回、議案として出ておりますけれども、仮に違う所に委託をしようかなというふうにお考えになった場合には、この金額的には同じような状況を考え、そしてまた、工事をお願いする場合には格差というか、金額的にはかなり差があるものでしょうか。その辺は検討されたものかどうか、お示しをいただきたいと思います。

議長（明智忠直） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

下水道課長（中野博之） お答えいたします。

議員の仮に違う所に委託をした場合の経費の違いはどうかというご質問でございます。これにつきましては、下水道事業団につきまして、通常の委託工事契約等の違いというものはこの協定によりまして、委託団体が施工するようなものをすべてを代行していただけるということでございます。ということで、市のこの増設工事等に係る市の職員の増員等が不要であるというようなことがございます。それで、発注に当たりましては、金額としての差はございませんけれども、この工事に当たる市の職員を雇用する金額の部分を事業団に委託することによって、その工事のみの増員を図らなくて済むというようなところでございます。

（「他社とはどうですか」の声あり）

下水道課長（中野博之） それと、他社との比較ということでございますよね。

他社というのが、このような委託形態をとれる団体がほかにはないということでございまして、比較というものではなく……

（「差が……」の声あり）

下水道課長（中野博之） 差が出るかどうかということでございますね。ですからその辺が職員の増員等が不要であるというところの部分がメリットとなるということでございます。

議長（明智忠直） 神子功議員。

24番（神子 功） 今回、建設工事の委託についての随意契約の内容については、ご説明をいただいておりますように基本協定を結ぶための金額というふうに伺っております。今、課長のほうから説明がありましたように、特殊な、恐らく工事だということの中から答弁をいただいたと思うのですが、仮にということについては、要は、人件費については普通頼む場合には人件費分が無くなるから、このぐらいは経費の削減ができるのだよということについては、やはり分かっていたらお示しをいただいたほうが本会議ですので、十分認識は持てると思います。ただ、専門的な建設工事の基本的な協定ということでございますので、これから工事を、これが通りますと建設工事については、日本下水道事業団が責任を持って

入札をしながら進めていくということになるかと思えます。

そこで、やっぱり今の状況、時代を考えますと、なるべく費用対効果ということをして自治体は考えなくてはいけない、そういったことからすると随意契約が本当にいいのかどうかということは、市民からも考え方としては出てくるような状況もあるかと思えます。そういった意味で、本会議の中でその辺を明らかにして、なるほどなというようなことでスタートを切ったほうがいいのかなどということは恐らく市民の方も考えていると思えますし、議員の皆さんも考えているということから、どの辺の差があるのかなということでも伺ったことごとございますので、ご答弁いただければありがたいと思えます。

議長（明智忠直） 神子功議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

下水道課長（中野博之） 事業団に委託を仮にしない場合におきましては、今現在、下水道課の職員のみでは職種等も不足してございまして、その者たちの増員を図らなければならないということで、今現在、下水道課としましては電気職の職員は1名おりますけれども、それ以外の建築職、機械職という者が増員の必要が出てくると。そういった職員の雇用を不要とするというところございまして、なおかつ下水道事業団の施工後は2年間の点検、それから、15年後の最終点検というようなアフターケアも十分なされているというようなところでございまして、その辺も加味した中で委託をいたしたということでございます。

議長（明智忠直） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第2号の質疑を終わります。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(明智忠直) 質疑なしと認めます。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

24番(神子 功) 議案第6号、専決処分につきまして、内容的には、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について専決処分したことについてであります。

市税条例の改正につきましては、内容的に6点ほどあるというふうに伺っております。

一つは、個人住民税における寄附金税制の改正、二つ目は証券税制の改正、三つ目は公益法人制度改革に伴う改正、四つ目は肉用牛の免税特例の改正、五つ目は個人住民税の公的年金からの特別徴収、最後に六つ目といたしまして、住宅税制の改正という内容というふうに承っております。

それで、本会議でも説明をいただきましたが、条文の内容でございますのでよく分かりません。したがって、この今、申し上げましたように六つから成るこの改正の点につきまして、特に、主として財政的に関係する内容について、当然、裏を返せば市民にも影響するような状況もございますので、この改正の内容について、大枠で市の財政的にどのような影響額が今回の改正によって出るのかどうか、それによって市民が影響とされる額について、どのようにこれまでの税制からどう変わるのかどうか、こういった方向付けについてぜひお示しをいただきたいというふうに思います。

さらに、この改正される内容が本市として対象人数というのはどのように変化をしていくのかどうか、この辺も併せて試算されておりましたら、お示しをいただきたいと思います。

以上です。

議長(明智忠直) 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

税務課長(野口徳和) それでは、財政的な方向付けという件でございますけれども、今回の市税条例につきましては税率変更はございませんし、基礎控除とかそういう変更もございません。特にそういう大きな税の変更はありません。

その中で今、ご指摘の6点の関係ですけれども、ちょっとご説明いたしますけれども、まず、寄附金税制の改正でございますけれども、これは本会議でもご説明しましたように、今までの寄附金制度の拡充ということで、これにつきましては税額控除になったということな



のですけれども、どのくらい見込めるかというのは見当もつきませんし、もしあっても少ないのではないかと考えております。ただこれ、旭市の納税者の方が出身のふるさとへ納税されますと、ふるさと納税とっておりますけれども、市のほうの住民税が減少するとそういうことになります。

次に、2点目の証券税制の改正ですけれども、これについては課税ベースでもって520万円程度と、対象者が82人程度ですので、これも経過措置が設けられておりますし、ほとんど影響ないと。

それから、3点目の公益法人制度改革の改正でございますけれども、現在、本市では該当ございませんし、もしあったとしても5年間の経過措置がありますので影響なしと。

次に、4点目の肉用牛の免税特例の改正ですけれども、これも対象者は38人ほどいます。これも免税の期間の延長ということで影響ないと。

次に、5点目の個人住民税の公的年金からの特別徴収。これは平成21年度から始まるわけなのですけれども、これは65歳以上の年金受給者ということで、課税対象と見込んでおりますのは4,300人程度ではないかなと考えております。これについては、徴収の仕方の変更というふうに受け止めておりますので、いろいろと今、年金からの天引きで問題になっておりますけれども、これは徴収の仕方の変更ということで利便性を考えたやり方だなと考えております。

次に、6点目の住宅税制の改正ですけれども、これについては新築住宅の軽減の延長ということで、20年度の課税ベースでだいたい1310戸ほど対象になっております。そのくらいの数が今度は延長となっているということでございます。

以上でございます。

議長（明智忠直） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第6号の質疑を終わります。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

24番（神子 功） 議案第8号、専決処分につきまして、内容的には、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分をすることについてであります。

この内容につきましても、何点かあるというふうに伺っております。

まず一つには、後期高齢者支援金等の追加ということがあります。二つ目には医療分税制の修正、3点目が公的年金からの特別徴収、4点目が減税規定に特定世帯分を追加するという内容、最後に5点目ですが、条例減免の整備ということの内容が改正の点だというふうに承っております。

そこで、ただいま市税条例の関係でも質疑させていただきましたが、この改正を行うことによりまして市の財政的なことについての影響、さらに裏を返しましたら市民、いわゆる被保険者への影響というものはどういうことになるのかどうかということについて、お伺いをしたいと思います。さらに、この改正される内容につきまして、ただいま5点ほど申し上げましたけれども、この内容について対象となる人数的なものを把握されておりましたら、それも含めてお願いをしたいと思います。

以上です。

議長（明智忠直） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

税務課長（野口徳和） それではお答えをいたします。

まず、国民健康保険税については税率改正しましたので、これは3月議会のほうでも予算的な面で言いましたけれども、今回の課税、実際には納税通知書を16日に出すのですけれども、概算で1世帯当たりの調定額について、これは約20万4,000円ということで、前年比較で1万7,000円の増となっています。それで、世帯数ですけれども平成20年が1万3,000世帯、平成19年が約1万5,000世帯ということで、約2,000世帯の減と。人数につきましては、平成20年が2万9,800人、平成19年が約3万7,500人ですので、人数的には7,700人の減となっております。負担増につきましては、先ほどのご質問にありました後期高齢者支援金と、これが加わったことと、それと限度額の引き上げ、それによるものでございます。

それから、公的年金からの特別徴収につきましては、平成20年10月から開始予定となっております。対象者につきましては、65歳以上の年金受給者で約1,400人を見込んでおります。

それから、条例減免の関係ですけれども、今回、一つは特別事由ということで市長の裁量規定を整備しました。これは後期高齢者の支援金について、そういう関係もございまして、

いろいろと出てくるだろうということで、特殊な事情があるものということで規定を整備したということでございます。

以上でございます。

議長（明智忠直） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第8号の質疑を終わります。

議案第9号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

24番（神子 功） 議案第9号、専決処分につきまして、内容的には、旭市国民健康保険直営診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分をする内容でございます。

本会議でもご説明をいただきましたし、内容的には若干伺っておりますが、今回、この条例の一部を改正することによりまして、診療報酬の算定方法が法令通りに改めるということになっておりますが、具体的にご説明いただいている内容は、外来については引き下げということと、算定方式については高齢者等の云々というご説明もあったわけですが、具体的なものについて、もしもお示しできれば、現在こうだけれどもこういうふうになるんだというのが分かれば、ぜひ本会議でお示しをいただきたいと思っております。

議長（明智忠直） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

保険年金課長（増田富雄） それでは、お答えいたします。

滝郷診療所におけます今回の改定につきましては、その変更内容を申し上げますと、滝郷診療所は外来診療のみということで、実際に該当するものは幾つもございません。

その主なものを申し上げますと、診察においては血液化学検査というものがございます。これについては、総医療費で10円ないし20円安くなるものでございます。次に、心電図検査ですが、これにつきましては総医療費で200円ほど安くなります。続きまして、後期高齢者外来継続指導料というものがございますが、これはほかの医療機関へ入院した後期高齢者が退院後に再び外来に来られた最初の日に算定されるもので、これは新設されたものでございまして、総医療費で2,000円が加算されるものでございます。そのほかにつきましては、かかりつけ医としての後期高齢者診療料というものがございますが、これは診療計画書を定期

的に作成し、それに基づく診察を続けた場合に月6,000円の医療費がいただけることになっております。

続きまして、今回の改正によりまして市民への影響はどうかということでございますが、平成19年度の受診数から算出しますと、血液化学検査につきましては280件ほどありまして、1割負担の方の場合は1円もしくは2円、3割負担の方の場合では3円もしくは6円、患者さんの一部負担金が安くなることとなります。心電図検査につきましては、昨年度は20人ほどございましたが、1割負担の場合ですと20円、3割負担の場合ですと60円安くなることとなります。また、後期高齢者外来継続指導料につきましては、1割負担の方で200円、3割負担の方で600円の負担増となりますが、昨年度を見ますとほとんど該当者がございませんでした。最後に、かかりつけ医にかかわる後期高齢者診療料につきましては、あくまでも後期高齢者一人ひとりに対しまして診療計画書を定期的に策定しなければならないとなっております。滝郷診療所では今、対応はしない考えでおります。

以上でございます。

議長（明智忠直） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第9号の質疑を終わります。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

24番（神子 功） 議案第10号、専決処分について、内容的には、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分をする内容についてであります。

ただいま、9号で質疑を申し上げました内容と同じことでございます。

今回の改正することによってのいわゆる条例の内容が書かれておりますが、法令等に改めるという内容でございますが、恐らく項目がいっぱいあると思うのですが、概略的に中央病院に対する影響額といいますか、それから、いわゆる被保険者に対する今の第9号でもお話をいただきましたけれども、若干安くなるというお話をいただきましたが、病院にとってはそれがどう影響してくるのかどうか、そしてまた、被保険者については安くなるべきものがあるのか、あるいは高くなる方法があるのかどうか、恐らく項目がいっぱいあると思いますけれども、それらを含めて概要的にお願いできればありがたいと思います。

以上です。

議長（明智忠直） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

病院事務部長（伊藤敬典） 今、ご質疑をいただきましたけれども、ちょっと繰り返しになりますが、今回の改正はまず、国の診療報酬が4月1日から変わったことによりまして、それをベースに置きかえるということが1点であります。

それからもう1点は、今までは国、根拠が国のいろいろな数字が幾つか、5本ぐらい個々に書いてありましたけれども、それを一括して法令等というふうに改めて、今後の改正の手間を省くというふうなことがありまして、それでご質問は今回の診療報酬の改定によってどういうふうに市民にとって、あるいは病院にとって影響があるのかということでございますが、これは国からの算定方法というこれが1冊本になっていますけれども、これだけ厚いものがありまして、とても一口に申し上げることはできません。

それであと、病院にとってどうかということでもありますけれども、ごく概括的に申し上げますと、今回の診療報酬の改正内容は診療報酬そのものはプラスの0.38%であります。しかし、薬価等でマイナスの1.2%でありますので、診療報酬そのものはプラスの0.38%です。ただ、薬価等でマイナスの1.2%となっておりますので、合わせると全体ではマイナスの0.82%のマイナスというのが今回の診療報酬の改定の大まかなくくりでありまして、これがどう影響するかということになりますけれども、病院にとってはたまたま4月からDPCに移行しておりますので、その辺のところも合わせて見なければいけませんので、まだ、実ははっきりした推移がつかめていない、三月くらいたないとその辺の傾向が出てこないということで、まだ何とも大きなくくりでは申し上げることができない状況であります。

以上であります。

議長（明智忠直） 以上で通告による質疑は終わりました。

議案第10号の質疑を終わります。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

柴田徹也議員。

10番（柴田徹也） 議案第11号、旭市教育委員会委員の任命について質疑をさせていただきます。

教育三法改正の中で教育委員への保護者の選任が義務化されました。それを受けて、今回

市長より提案されております、関戸の高木博幸氏、私は同郷でございます、以前からよく存じ上げております。まさに適任でございます、本当に素晴らしい方でございます。

私は、今回の人選に異を唱えるものではありません。お尋ねしたいのは、今後の教育委員の人選をどのような観点からされるのかということでございます。

ご承知のとおり、教育委員の定員は現在5名でございます。それぞれ任期が違います。今年8月で任期を迎えられます干潟の伊藤龍芳委員に代わりまして、今回、法で改正になりました保護者代表として高木博幸氏が今、候補に上がっているわけでございます。来年8月に2の方がまた任期を迎えられます。その次の年に1人、その次の年に1人という形で順次任期を迎えられます。その都度その都度、その流れの中だけでこの人選をしまいにすると、やっぱりいろいろな問題点もあろうかと思えます。地域のバランスを考えながら、しかもその中で、保護者の代表というものを一時も欠かすことができないわけでございます。そのような観点から、長期的にどのような選任の仕方をお考えなのかをお伺いしたいと思います。議長（明智忠直） 柴田徹也議員の質疑に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（伊藤忠良） それでは、教育委員の問題ですから私のほうから答弁をさせていただきたいと思えます。

この保護者の代表1名を加えるということが、たまたま今年の4月から義務化をされたものですから、ちょうどこの8月で任期を迎える伊藤委員に代わって高木委員にお願いをさせていただくべく、今回、ご提案をさせていただいているわけでありましてけれども、この後の保護者の代表の選考に当たりましては、学校側の各地区にこうあるものでございますから、各地区順序よく回していきたい、そのように考えております。ただ、その場合に1年ダブるような形になるだろうと思えますけれども、その辺はご勘弁をいただきまして、各地区をこう回すような形で選考したいなとそのように個人的には考えております。

以上です。

議長（明智忠直） 柴田徹也議員。

10番（柴田徹也） 了解いたしました。

今回、法で保護者の代表を教育委員の中に入れるようにと、これは義務化ですから完全に入れられないわけにはいかないと思うのです。優秀な保護者の方、これは大勢いらっしゃるわけでございますが、いろいろな条件が全部重ならないとなかなかこの教育委員は務められないのかなと。やっぱりPTAの活動にも参加をされて活躍をしている、そして、その伺うとこ

るによると、教育委員になりますと年間30日とか40日とか、何か大変な日数を割かれるということをお聞きしております。

そのような点から考えて、やはりぱっと、たまたまこの地区に回ってきたからその中で選んでというのではなくて、ぜひこれは政府の方針で、保護者の意見を十分に取り入れられるようにということでこういった法の改正があると思います。ですから、ぜひその人選に当たって、もうちょっと前から人選はしていただいて、すばらしい方を送り込んでいただきたいと思います。何も資源を持たない日本でございまして、よく教育は国家の百年の大計だなんて言われます。全くそのとおりだと思いますので、その教育を指導していく立場の教育委員の任命でございますので、その点改めてよろしくお願いしまして質問を終わります。

議長（明智忠直） 柴田徹也議員の質疑を終わります。

続いて、神子功議員。

24番（神子 功） 議案第11号、旭市教育委員会委員の任命について同意を求めることについてのご質疑を申し上げます。

ただいま、柴田議員のほうから質疑がありましたが、関連いたしますけれども、また違った角度からご質疑を申し上げます。

たまたま今回、8月18日に任期を迎えられる方というのは、今、柴田議員が発言されたことで知ったわけですが、8月18日をもって任期満了を迎える方はどなたでしょうか。もう一度確認をさせていただきます、これが1点目。

それから、今回、保護者の代表から1名ということで任命をするという、これは法が変わったということでの位置づけのもとに任命をするということでございます。柴田議員からは適格な方といえますか、見合った方をというお話をいただきましたが、市長のほうから各地区に回すというお話もされました。

そこで、この保護者の定義ということをここで一度確認をさせていただきたいと思います。と申しますのは、教育委員会からちょっと資料を私、いただいて見させてもらいました。ここでは4月1日から保護者の方がいないところについては、改正から初めての委員を任命する時に保護者を入れなさいという、そういう内容になっております。それで仮に、その方が保護者ではなくなった時には、さらに委員の任命の時に保護者を入れなさいというふうにごでなっているようでございます。

そうしますと、ただいまの質疑の内容、市長の答弁からしますと、地区を考えるということなのですが、これから回ってくる方については今現在、任命をされる方については、保護

者という位置づけがいつまであるのでしょうか。これがよく分かりません。というのは、保護者というのは未成年ということであってしまえば20歳未満を抱える保護者です。それで、今回の改正については保護者というのは一般的に市の教育委員会から考えますと、義務教育、要は小学生・中学生ではないかなという考える人もいるでしょうし、いや高校生までだよ、いや大学生までそうなんだということが考えられると思います。ここでいう保護者というのは、まず基本的に何を指すのかどうかということの確認をぜひお願いしたいと思います。この辺からちょっと、まず2点だけお伺いしたいと思います。

議長（明智忠直） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（伊藤忠良） それでは、私のほうから少し伊藤龍芳さんでございますけれども、まず、萬歳の161番地にお住いの方でございます、この8月18日まで任期がございます。それはもうお分かりをいただけたと思います。

それと今回の任命に当たって、私自身も教育委員のその任務の大きさから、責任の大きさから見れば単純に地域を回せばいい、そういった考えで考えているわけでは決してありませんで、特に高木さん、ご覧になっていただければ分かると思うのですが、初めて保護者の代表として出ていただくという上からはもう最適の人であろう、そのように思います。そういった意味では、ほかの4人の教育委員にまじってしっかりと保護者の立場を、意見を申し上げていただける立場として選ばせていただいておりますので、そのような意味では、単純に伊藤龍芳さんの後というだけでしかる地域から選んだわけではございませんので、その辺、誤解のないようお願いをしたいと思います。

それから、この3月まで萬歳小学校のPTA会長を務めていただいております、中学校でまだ3年、子どもさんの在籍がございます。そのような意味でして、詳しい保護者の立場というのは私は詳しいことは分かりませんから、後は教育長にお任せをしますけれども、そのような意味では最適な方を推薦をしてございますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

私からは以上です。

議長（明智忠直） 教育長。

教育長（米本弥栄子） それでは、保護者についてお答えいたします。

保護者とは、親権を行う者及び未成年後見人を指しますということに法律でなっております。それで、親権を行う者というのは成年に達しない子の父母ですから、子どもの監護及び



教育をする権利を持っている者、義務を負う者ということになります。それから、未成年後見人というのは、未成年者に対して親権を行う者がいない時などに後見の義務を行う者ということになっております。そういうことで、要するに、未成年の者の監護及び教育をする義務を負う者ということが基本でございます。そういうことでございますので、これは小・中学校に在学している者ということではないわけです。未成年の子どもを持っている者であればいいということになります。それから、必ずしも当該教育委員会のその学校で教育を受けている子どもの保護者でなくてもいいという、そういうことでございます。ですから高校生であっても、また、先ほどご質問にありましたように、大学生であってもいいということになります。

以上でございます。

議長（明智忠直） 神子功議員。

24番（神子 功） 分かりました。これも議論しておかないとやはりまずいと思います。ということで、内容的にそういうことは知っておりましたけれども、確認のために、やはり本会議ですから一番初めに選ばれるということからすると大事なことのものですから、伺わせていただきました。そうしますと、今回任命される方については、中学校がいる云々という市長から話がありましたけれども、それではなくてさらに任期的にはある方だという判断がつきます。それで、そうしますと今後、柴田議員のほうからも話がありましたように、今後任期を迎えられる当面の方というのは、来年在2名、その次が1名というその繰り返し繰り返し任命をしなければいけないような状況がありますけれども、そういったところまではまだ間があるのかなというふうに伺えるわけでございます。

そういった意味でもう一つ伺いたいのは、地域性の問題という今、お話がありましたけれども、今後、合併しましてから市全体からふさわしい方をということは市民の方々も望むところだと思いますけれども、それをもう一度市長のほうから、どういう選定に当たってどのようなお考えかどうか確認をしたいと思います。

議長（明智忠直） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（伊藤忠良） 教育委員のその責任というものから見ても、本来であれば地域にとらわれないで市全体から選んでいくというのが一番の筋であると思いますけれども、かといひまして学校そのものも地域全体にこう分散をしているわけでありますから、そういった意味で、ある程度地域の代表のような方を選考していく必要があるだろう、そのように考えて

おります。そういった意味では、現在バランスよく各地区から教育委員に出어いただきて活動していただいているわけですが、そういったことをある程度、踏襲をしていきたいなどそのように考えています。

議長（明智忠直） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第11号の質疑を終わります。

以上で議案の質疑を終わります。

追加日程 [議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第11号直](#)

[接審議（先議）](#)

議長（明智忠直） おはかりいたします。議案第3号から議案第5号までの3議案と議案第11号の1議案については、人事案件でありますので、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思いますが、これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（明智忠直） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号から議案第5号までの3議案と議案第11号の1議案については、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第3号から議案第5号までの3議案と議案第11号の1議案については、人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

議案第3号、旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、議案第3号は同意することに決しました。

議案第4号、旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、議案第4号は同意することに決しました。

議案第5号、旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第5号は同意することに決しました。

議案第11号、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第11号は同意することに決しました。

## 日程第2 常任委員会議案付託

議長(明智忠直) 日程第2、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

総務常任委員会は、議案第1号、議案第6号、議案第7号、議案第8号の4議案であります。

続きまして、文教福祉常任委員会は、議案第9号の1議案であります。

続きまして、建設経済常任委員会は、議案第2号の1議案であります。

続きまして、公営企業常任委員会は、議案第10号の1議案であります。

以上のとおり付託いたします。

付託いたしました議案は、6月23日午後5時までに審査を終了されますようお願いいたします。

## 日程第3 常任委員会請願付託

議長(明智忠直) 日程第3、常任委員会請願付託。

本定例会までに提出されました請願は、請願第1号から請願第3号までの3件であります。  
配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(明智忠直) 配布漏れないものと認めます。

これより請願を付託いたします。

文教福祉常任委員会に請願第1号から請願第3号までの3件を付託いたします。

付託いたしました請願は、6月23日午後5時までに審査を終了されますようお願いいたします。

#### 日程第4 常任委員会陳情付託

議長(明智忠直) 日程第4、常任委員会陳情付託。

本定例会までに提出されました陳情は、陳情第2号から陳情第4号までの3件であります。  
配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(明智忠直) 配布漏れないものと認めます。

これより陳情を付託いたします。

建設経済常任委員会に陳情第2号の1件を付託いたします。

続きまして、総務常任委員会に陳情第3号の1件を付託いたします。

続きまして、文教福祉常任委員会に陳情第4号の1件を付託いたします。

付託いたしました陳情は、6月23日午後5時までに審査を終了されますようお願いいたします。

議長(明智忠直) 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は明日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前10時56分